

第5章

分野別人権課題に対する取組

1 インターネット上の人権侵害(課題横断的な人権課題に対する取組)

現状と課題

インターネットは、その普及とともにさまざまな分野にサービスが浸透し、生活の利便性向上によって欠くことのできないツールとして存在しています。

とりわけ、近年は、スマートフォン、携帯ゲーム機、テレビなどのさまざまな機器を通じてインターネットを利用することができ、携帯電話事業者が提供する通信回線のみならず、公衆無線LANの利用環境も拡大するなど、誰でも時間や場所を問わず情報の発信・入手・拡散をすることが極めて容易となり、これまで以上に他者との活発な交流が可能となりました。

しかし、このようにインターネットがコミュニケーションツールとして普及する一方で、インターネット上の人権侵害が社会問題化しています。インターネット上の人権侵害自体は古くから存在しており、かつては電子掲示板における誹謗中傷等が主な問題でしたが、近年は、これに加えて情報の拡散力が圧倒的に高いSNS等の登場もあいまって、個人に対する誹謗中傷、名誉毀損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害など、人権に関わるさまざまな問題が急速に深刻化しています。

また、SNS等は、震災等の災害発生時においても有益な情報を発信・入手し得る有効なツールである反面、不確かな情報に基づく他者への不当な扱い、被災者等に対する偏見や差別を助長するような情報の発信・拡散といった問題も発生しており、これは、人権侵害であるのみならず災害時の避難や災害後の復興の妨げにつながりかねない重大な問題です。

加えて、このようなインターネット上の人権侵害は、個別の人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解消することは、各人権課題を解消する上でも不可欠です。

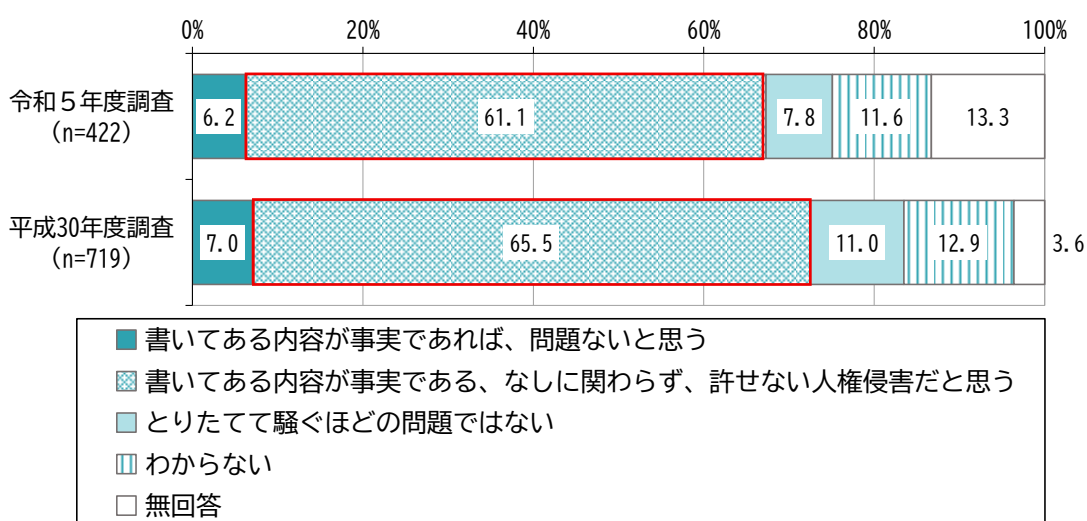
2025(令和7)年4月には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、法律名が「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(情報流通プラットフォーム対処法)に変更されました。同法により、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模特定電気通信役務提供者(大規模プラットフォーム事業者)に対し、「対応の迅速化」と「運用状況の透明化」に関する措置が義務づけられました。

情報収集・発信に関する個人の責任や情報モラルについての知識及び意識の底上げを図るとともに、人権を侵害する情報の収集・発見及び削除に向けた関係機関との情報共有や連携した取組の充実が必要となっています。

市民意識調査結果より

インターネット上の個人名などを取り上げた差別的な書き込みや悪口などを暴露する書き込みについてどう思うかについて、「書いてある内容が事実である、なしに関わらず、許せない人権侵害だと思う」が61.1%で最も高くなっていましたが、2018(平成30)年度調査(65.5%)より4.4ポイント減少していました。

■インターネット上の個人名などを取り上げた差別的な書き込みや悪口などを暴露する書き込みについてどう思うか(単数回答)



これまでの本市の取組と課題

- 近年、差別事象の発生によく利用されるインターネットにおいて、リテラシーの強化を目的とした研修会をはじめ、SNS上での差別をテーマとした集会を開催し、市民や本市職員への学習機会を増やしています。
- 関係機関とともに、インターネット上での差別的書き込みについては、削除要請を行いつつ、監視を続けていますが、掲載される時間は一瞬でも、削除要請から削除されるまでに要する期間が長いことから、誤った情報や、差別的な情報が拡散されている状況です。2025(令和7)年4月に「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、プラットフォーム事業者、プロバイダ、サーバの管理・運営者への対応は強化されましたが、現在は運用方法が定まっておらず、差別の拡散防止が難しいなど課題が残っている状況です。

今後の方向性及び取組

インターネット上の人権侵害をなくすため、個人のプライバシーや名誉に関して、一人ひとりが正しい認識を培い、人権侵害を許さない意識の醸成や世論の高まりを図るための啓発を推進します。

また、受け取った情報について精査し、正しい判断によって情報を活かす力(インターネットリテラシー)を身につけるための学習機会を提供します。

さらに、悪質な差別的な書き込みを発見した場合は、削除に向けて関係機関と連携しながら対応します。

(1)人権教育・啓発等

- 市民一人ひとりが個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、人権侵害を許さない意識の醸成を図るための啓発活動を推進します。
- 受けとった情報について精査し、正しい判断によって情報を活かす力を身につけるための学習機会の提供に努めます。

(2)相談・支援等

- 他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、発信者を特定できない場合は、プロバイダに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図ります。

2 部落問題

現状と課題

部落問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることや、そこに住んでいること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、日本固有の人権問題です。

1871(明治4)年、「解放令」により江戸時代の身分制度は廃止され、それまで被差別身分とされていた人々は、平民として位置づけられました。これにより法制上の差別はなくなりましたが、実質的な差別は解消されませんでした。

その後、1922(大正11)年に同和地区の人々が自らの手で全国水平社を創設し、自主的解放運動が広がっていききましたが、戦後、基本的人権を保障した「日本国憲法」が施行された後も、同和問題を取り巻く状況は変わらず、依然として厳しい状況が続いていました。

この問題の解決をめざし、1960(昭和35)年に総理府の附属機関として設置された同和对策審議会から、内閣総理大臣から受けた「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問に対し、1965(昭和40)年に「同和对策審議会答申」が提出されました。同答申では、同和問題の本質として「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と示されています。

同答申に基づき、「同和对策事業特別措置法」が1969(昭和44)年から2002(平成14)年までの33年間にわたり施行され、生活環境の改善や教育文化の向上等を目的とした同和对策事業が推進されました。

しかしながら、インターネット上の差別的な書き込みや特定の地域を同和地区として指摘する書き込み、結婚・交際、就職及び職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。

2016(平成28)年には、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、「部落差別は許されないものである」との認識のもとに部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的として、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

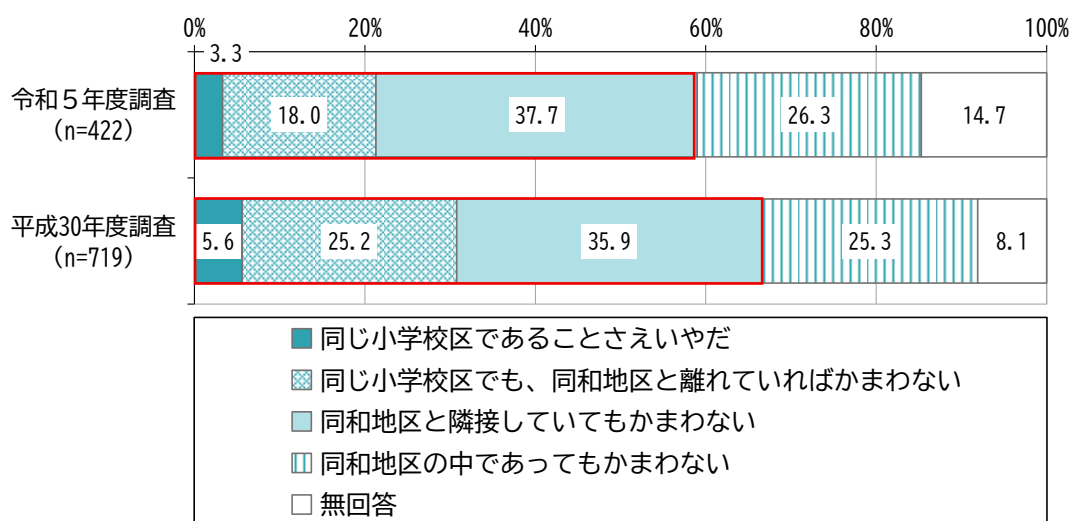
奈良県では、2019(平成 31)年に「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。この条例では、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って状況の変化が生じていることを踏まえ、「日本国憲法」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下に部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため、基本理念を定め、奈良県の責務を明らかにするとともに、施策を推進するための基本的な計画の策定等について定めています。

部落問題の解決には、市民一人ひとりが部落問題について正しく理解し、自らの課題として取り組んでいくことが必要です。差別意識や偏見の解消に向けた教育・啓発に引き続き取り組むとともに、部落差別に関する相談に的確に対応できるよう相談体制の充実を図る必要があります。

市民意識調査結果より

同和地区周辺にある物件に対して忌避意識を持つ人は 59.0%で、2018(平成 30)年度調査(66.7%)より減少していましたが、依然として忌避意識が存在しています。

■住宅をさがしていて気に入った物件があり、その後、そのあたりに同和地区があるとわかったとき
 どう思うか(単数回答)



これまでの本市の取組と課題

- 水平社博物館と協力をしながら、部落問題学習へ訪れる市内外の団体へ学習場所やフィードバック作業の場として、人権センターが活用されています。また、本市主催のセミナーでも部落問題をテーマとして、年に1回以上開催し、関係機関への学習会への案内などを行い、部落差別撤廃に向けた取組を推進しています。
- 本市のホームページや広報誌を始め、あらゆる広告媒体を活用し、人権3法の周知を行っている状況ですが、市民の「部落差別の解消の推進に関する法律」の認知度は依然として低い状況です。また、部落差別撤廃に向けた事業(イベント)を開催していますが、部落問題をテーマとした催事への集客力は著しく低くなっています。その半面、部落差別については、インターネットやSNS等を用いた差別事象が後を絶たず、その差別的な発信から誤った情報が拡散し、偏見や差別意識の解消は進んでいない状況です。
- 差別事象発生時において、各課から情報共有がなされ、人権施策課で事象に関わる人への聞き取りや事案の調査を行っています。市民への啓発としては、各種集会で本人通知制度のチラシを配布したり、近年で横行しているインターネット上での部落差別事象をテーマに開催し、多様化しています。また、職員に対しては、全職員向けに毎年人権研修会で年度内に発生した差別事象を紹介し、差別対応マニュアルの確認を行いながら、意識高揚を図っています。
- 本市の擁護委員8名で月に2回人権相談を実施し、法務局と連携を行い、特設相談や広報にも努めています。また、本市の担当課においても、部落問題学習を行い、いついかなる相談にも対応できるよう資質向上を図っています。
- 本市が事務局を持っている人権関係団体を始め、市町村人権同和問題啓発活動推進連絡協議会や奈良県人権教育推進協議会、奈良県、部落解放御所・葛城・高取支部、部落解放同盟奈良県連合会など、県内関係機関と連携を図り、差別撤廃に向けた取組を推進しています。

今後の方向性及び取組

部落差別に対する正しい理解が未だ十分に定着していないことや、身近に部落差別が存在するとの基本的な考え方に立ち、国や奈良県等と連携して、「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」の趣旨を尊重しながら、市民一人ひとりが部落差別に対する正しい知識と理解を深め、差別意識や偏見を解消することができるよう、教育・啓発や相談体制を充実することなどにより、部落差別の解消をめざします。

(1)人権教育・啓発等

- 地域における人権教育を推進するため、人権センターを拠点として部落問題解決に向けた学習活動に努めます。
- 部落史研究や地域の文化・歴史・産業等に学び、教育内容の創造と充実に努め、関係機関・団体等とも連携しながら、差別意識の解消に向けた取組を推進します。
- 人権意識の高揚をめざし「御所市人権擁護に関する条例」や「部落差別の解消の推進に関する法律」、「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」等に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、偏見や差別意識の解消に努めます。
- 職員には、行政職員一人ひとりに人権啓発の責務が課されていることを理解し、差別意識や問い合わせ自体が差別につながることに気づかせる対応ができるような研修の実施に努めます。

(2)相談・支援等

- 部落問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組むとともに、利用しやすい人権相談体制の充実に努めます。
- 差別事象が発生した場合には、人権侵害事件として、調査・処理や人権相談の対応など、当該事案に応じた適切な解決を図ります。

3 女性

現状と課題

男女平等の理念は、「日本国憲法」に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)等において、男女平等の原則が確立されています。また、日本が1985(昭和60)年に批准した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)では、公的分野だけでなく、家庭生活という私的分野においても女性の権利を保障しています。

しかし、現実には今なお、性別による役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、家庭や職場においてさまざまな差別が生じています。また、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、職場等におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も依然として多く発生しています。

国では、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供と、その個性と能力が十分発揮できるようにすることを目的に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2016[平成28]年4月)が施行され、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与するため「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(2018[平成30]年5月)が施行されました。

さらに、女性が抱える困難な課題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害や、家庭関係の破綻、生活困窮など、多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることから、支援を必要とする女性自身の意思の尊重と福祉の増進、人権の擁護等を理念とする新たな支援の仕組みを構築するものとして、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が2024(令和6)年4月に施行されました。同法においては、多様な支援を包括的に提供する体制を整備するとともに、関係機関と民間団体の協働により、早期から切れ目なく支援を行うこととされています。

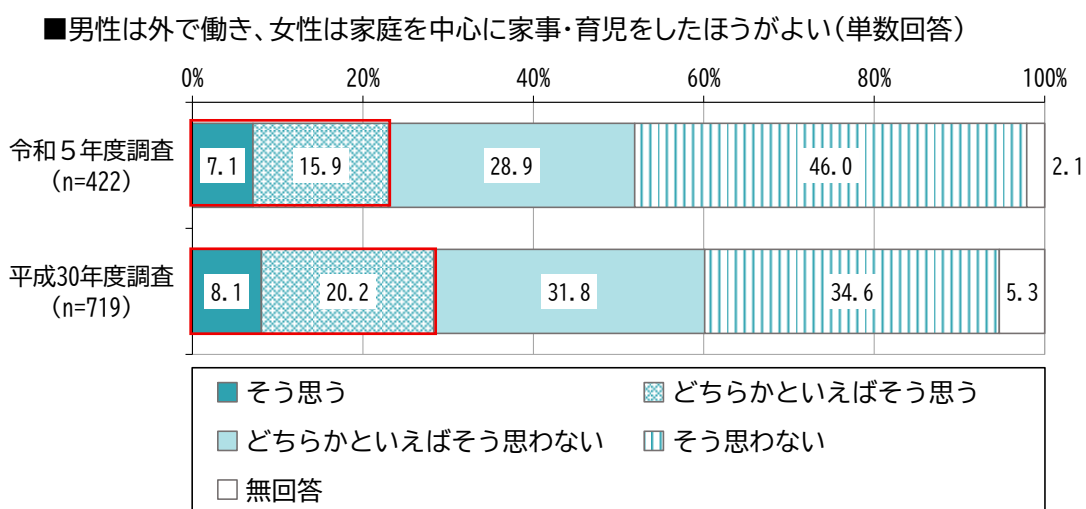
本市においては、「第2次御所市男女共同参画基本計画」に基づき、市民一人ひとりが社会の対等な構成員として、互いの人権を尊重し合い、性別にかかわらず、個性と能力を最大限に発揮し、自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会の実現をめざして、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進しています。

長い歴史の中で培われた性別による固定的な役割分担意識を解消し、市民一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、意識を高める取組を進めます。

また、配偶者等からの暴力、デートDV、性犯罪・性暴力(インターネット上の性的な暴力を含む)、痴漢、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、性別にかかわらず、決して許されるものではないことから、人権侵害の発生を防止するための啓発活動を強化するとともに、相談窓口・支援体制の充実を図る必要があります。

市民意識調査結果より

「男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児をしたほうがよい」という固定的性別役割分担意識について、『肯定派』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）は 23.0%と 2018（平成 30）年度調査（28.3%）より減少していますが、固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っています。



これまでの本市の取組と課題

- 誰もが安心して暮らせる環境の整備について、これまでDVやハラスメントをテーマとした研修、及び本市広報やホームページ等での啓発に取り組んできましたが、性別を起因として安心して暮らせない状況にある方への支援は十分ではないのが現状です。また、社会的にも女性の就業率やひとり親世帯が増加傾向にあり、ワーク・ライフ・バランスなど仕事と生活の調和の側面からも包括的に支援を行うことが、誰もが安心して暮らせる環境の整備につながることから、今後は、包括的な支援を行う必要があります。
- 男女共同参画意識の浸透について、「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合は半数以上に増加した一方、「社会全般で男女の地位は平等である」と感じている人は減少しています。市民講座や職員研修においても取り組んできていますが、今後は男女共同参画意識の浸透に向けて、世代や対象に応じた普及・啓発の方法を検討する必要があります。
- 男女の平等な社会参画の推進について、これまで共同参画の市民啓発等に取り組んできましたが、関連する指標をみても、依然として男女平等な状況になっていないため、今後も引き続き取り組む必要があります。

- 2025(令和7)年3月に「御所市男女共同参画基本計画」の期間が終了しましたが、未だ共同参画社会の実現には至っていないことから、市民一人ひとりが社会の対等な構成員として、互いの人権を尊重し合い、性別にかかわらず、個性と能力を最大限に発揮し、自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会の実現をめざして、基本理念「自分らしく、輝いて生きるために」を継続し、2025(令和7)年4月から 2034(令和 16)年3月までを期間とする、「第2次御所市男女共同参画基本計画」を策定しました。
- 人権相談をはじめ、職員の知識向上を図るため、相談員研修へ定期的に参加するとともに、法的な問題への対応としても、年6回無料の女性法律相談を実施しています。また、庁内の関係各課や奈良県内の相談窓口と連携をとり、相談体制の充実を図っています。しかし、人事異動により、職員の配置が減少する場合や、相談対応に必要な知識を一から学習する職員がいる場合があり、一定水準以上の相談体制を整えるまでに時間を要する状況となっています。

今後の方向性及び取組

性別にかかわらず、個性と能力を最大限に発揮し、自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会の実現をめざすとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に努めます。

(1)人権教育・啓発等

- 市民一人ひとりが、固定的な性別役割分担にとらわれることなく、あらゆる場面において男女平等の視点を持つことができるよう、効果的な広報・啓発活動、学習機会の充実に取り組みます。
- 女性に対するあらゆる形態の暴力等の根絶に向け、さまざまな機会を捉えて、啓発活動をより一層推進します。
- 各種広報媒体を活用し、相談窓口や自立支援に関する諸制度等についての周知に努めます。

(2)相談・支援等

- まちのあらゆる場面において、男女共同参画を推進していくため、男女共同参画に関する相談体制を充実するとともに、積極的な情報提供を行います。また、情報発信、調査、研究などのさまざまな活動の拠点の整備に向けて、取組を進めます。
- 女性の人権問題の解決を図るため、女性が利用しやすい人権相談に積極的に取り組むとともに、法的な問題などにも対応できる相談体制の充実を努めます。

4 こども

現状と課題

こどもの人権をめぐる動向は深刻化しており、いじめや体罰、児童虐待、児童買春や児童ポルノ等の性被害など、こどもが被害者となる事案が後を絶ちません。次代の社会を担うすべてのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないように、社会全体としてこども施策に取り組まなければなりません。

日本が締約国となっている「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)は、18歳未満のこどもを、権利を持つ主体と位置づけ、おとなと同様、ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならでの権利も定めています。

また、2023(令和5)年4月に施行された「こども基本法」は、「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的としており、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与え、その生命や身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権問題です。「いじめ防止対策推進法」が2013(平成25)年9月に施行されて10年以上が経過しましたが、2023(令和5)年度における小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は732,568件(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)で過去最多となり、SNSやインターネット上でいじめを受ける事案も生じており、依然として大きな社会問題となっています。

また、児童虐待は、こどもの基本的人権を侵害する行為であり、「児童虐待防止等に関する法律」において、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と明記されています。2019(令和元)年6月には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、2020(令和2)年4月に施行されました。2022(令和4)年12月には「民法」が改正され、「親権者は監護及び教育のために必要な範囲で子を懲戒できる」としていた規定が削除され、「親権者は、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達に程度に配慮しなければならず、かつ、体罰等の、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないものとする」と明記されました。しかしながら、児童相談所への児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどっており、2023(令和5)年度に児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数は225,509件(厚生労働省「福祉行政報告例」)で、前年度に比べ10,666件増加し、過去最多となっています。

2025(令和7)年4月には「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設や、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等の制限を可能とするなど、虐待対応の強化が図られました。

さらに、生まれ育った家庭やさまざまな事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない子どもがいます。2024(令和6)年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、目的に「児童の権利に関する条約」に加えて、「日本国憲法」第25条その他の基本的人権に関する規定と、「こども基本法」の精神にのっとることが追記されました。また、ヤングケアラーであることにより、こどもの成長や教育に影響を及ぼしてしまったり、本来守られるべきこどもの権利が侵害されている可能性もあることから、2024(令和6)年6月に施行された、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」では、「子ども・若者育成支援推進法」を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

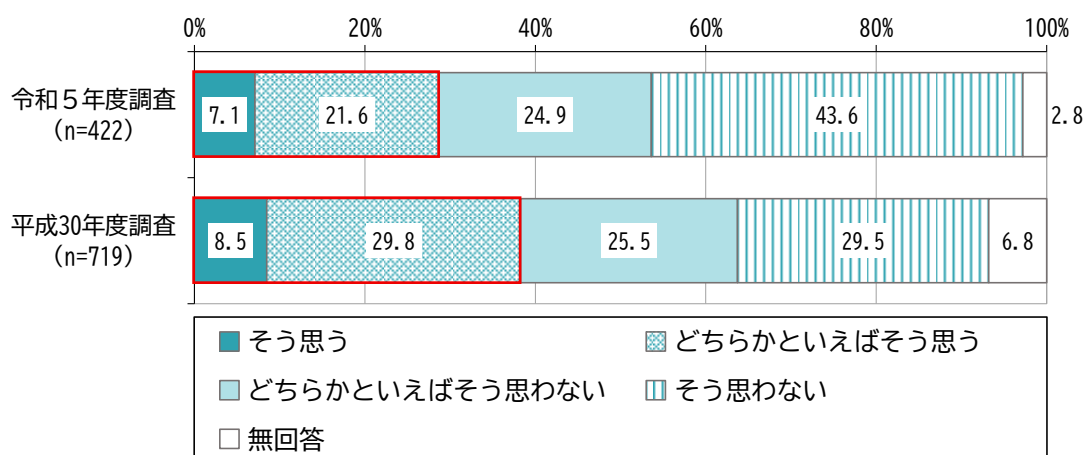
児童買春や児童ポルノ等は、こどもの人権を侵害する犯罪です。2014(平成26)年6月に改正、同年7月に施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」では、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持・保管罪と、盗撮による児童ポルノ製造罪が新設されました。2024(令和6)年6月には「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が成立し、学校設置者等や認定を受けた民間教育保育等事業者に対し、性暴力を防止するための措置が義務付けられました。

次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を実現するためには、行政はもとより、家庭や地域、学校、企業等が、それぞれの役割と責任を自覚し、地域全体でこどもを健やかに育てる体制を構築していく必要があります。

市民意識調査結果より

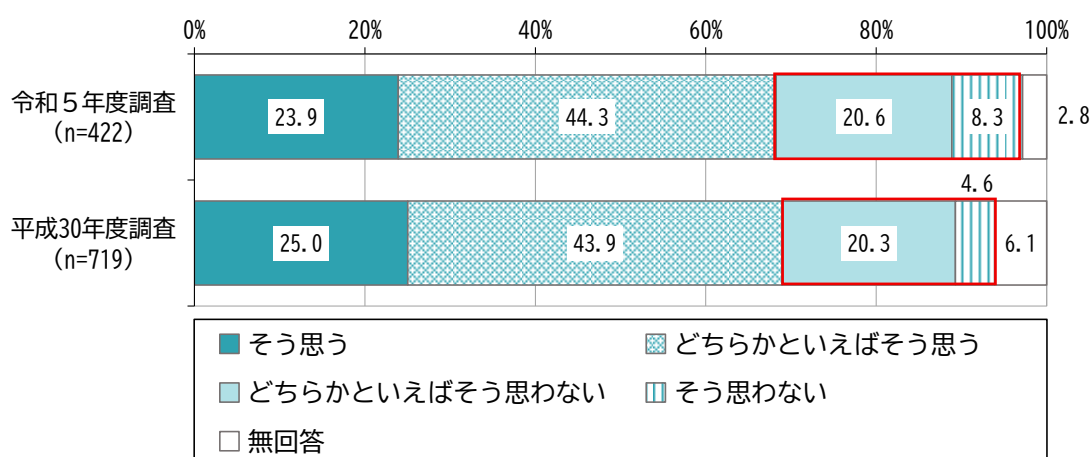
「こどものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない」という意見について、『肯定派』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)は 28.7%と 2018(平成 30)年度調査(38.3%)より 9.6 ポイント減少していますが、依然として『肯定派』が存在しています。

■こどものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない(単数回答)



「家庭のルールを決めるときは、必ずこどもの意見を聞かなければならない」という意見について、『否定派』(「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計)は 28.9%と 2018(平成 30)年度調査(24.9%)より 4.0 ポイント増加していました。

■家庭のルールを決めるときは、必ずこどもの意見を聞かなければならない(単数回答)



これまでの本市の取組と課題

- こどもの健全な成長発達のための周知・啓発に関する取組が不足している状況です。こどもの持つ権利や、その保障、保護者の責任等について広報誌やホームページへの掲載など、取組を強化していく必要があります。
- 不登校児童生徒が本市でも増加傾向にあり、各学校とも必ず家庭訪問等、保護者と連携し対応を図っています。現在はオンラインでの授業も可能となり、また、適応指導教室にカウンセラーや教員免許をもつ学習指導員を配置し、登校困難なこどもを対応しています。
- こども家庭センターでは、児童虐待について、保育所・学校・医療機関等からの通告や相談に迅速に対応し、必要に応じて一時保護や在宅支援を行っています。虐待件数は依然として高水準であり、特に低年齢児の事例が増加傾向にあります。家庭への継続的支援のための生活基盤整備に課題が残っています。

今後の方向性及び取組

地域をはじめ関係機関との連携を強化し、いじめや児童虐待をなくすための総合的な施策を推進するとともに、こどもの貧困対策を推進する等、こどもの人権を守るためのあらゆる施策を展開します。

(1)人権教育・啓発等

- こどもの健全な成長発達を支えるためには、「こどもの最善の利益」が保障され、こどもを権利の主体者として捉えることが重要であり、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」、「こども基本法」の理念や内容の周知徹底と具体化に向けた取組を推進します。
- 家庭において、保護者がその責任を自覚して親権を正しく行使し、こどもの権利が尊重され、家族が互いに支え合い、互いに尊重される豊かな社会の実現に向けた啓発を強化します。

(2)相談・支援等

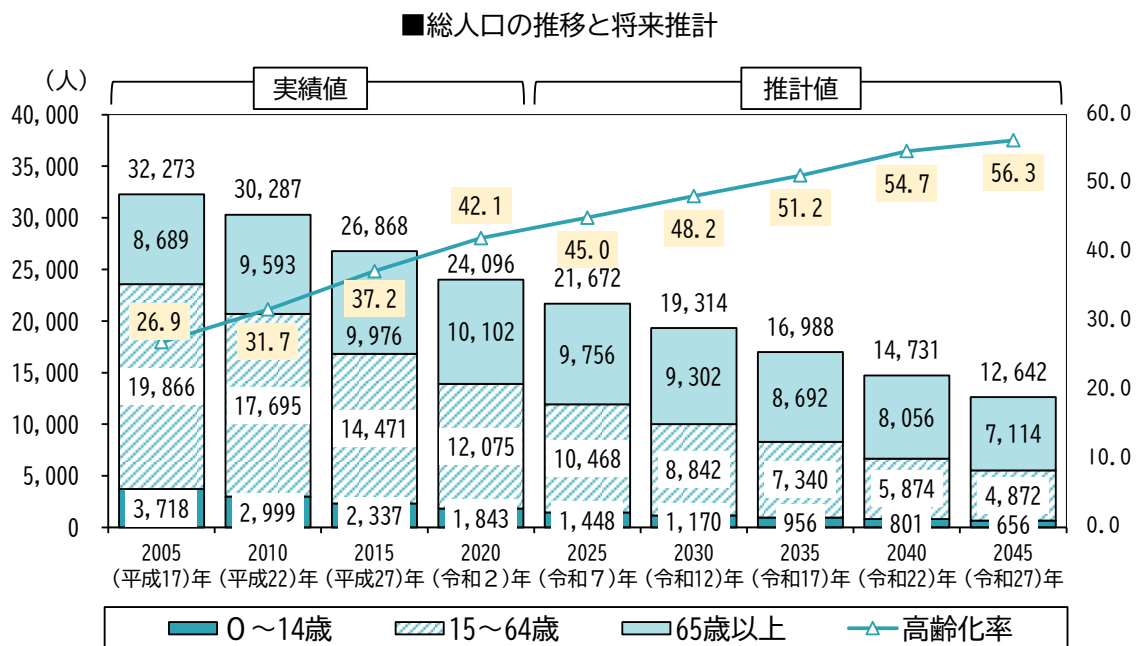
- こどもの社会生活への適応力の向上を図るため、子育てに対する支援を充実させるとともに、教育相談や適応指導にかかわり、指導・助言並びに専門機関との連携を図るなど、相談体制の一層の充実に努めます。
- 母子保健機能及び児童福祉機能を一体的に運営し、虐待の発生予防・早期発見からその後の見守りやケアに至る切れ目のない相談支援体制の強化を図ります。さらに、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るため、保育所、学校、医療機関、こども家庭センター等により構成される「御所市虐待防止ネットワーク」等を活用しながら、警察・保健所・医師会等との情報の共有と迅速かつ円滑な連携による保護・自立支援を進めます。

5 高齢者

現状と課題

総務省統計局の国勢調査によると、2020(令和2)年における日本の人口は、1億2,614万6千人で、そのうち65歳以上の高齢者の人口の割合は28.6%で、世界で最も高い水準となっています。

住民基本台帳による本市の2025(令和7)年3月31日現在における65歳以上の高齢者の人口の割合は42.8%で、今後も上昇が続くと予想されています。



※ 総人口は年齢「不詳」を含む。

資料：2020(令和2)年までは総務省統計局「国勢調査」、2025(令和7)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2023(令和5)年推計)」

このような中、高齢者を取り巻く状況は厳しく、高齢者の介護、認知症高齢者に対する偏見、財産管理の問題や、高齢者への虐待、孤独死や自殺など、高齢者の人権を侵害するさまざまな問題が発生しています。

国では、1995(平成7)年に「高齢社会対策基本法」が施行され、2006(平成18)年には、高齢者の尊厳保持、権利利益の擁護を目的として「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。また、2024(令和6)年には、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されるなど、高齢者の尊厳が守られ、安心して暮らすことができる社会の実現に向けた諸施策が講じられています。

本市では、2024(令和6)年に「御所市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定し、「① 人生100年時代を自分らしくいきいきと暮らす」、「② 共生する地域の中で尊厳が保たれながら暮らす」、「③ 住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らす」の3つのめざすまの姿を基本理念として、さまざまな施策を展開しています。

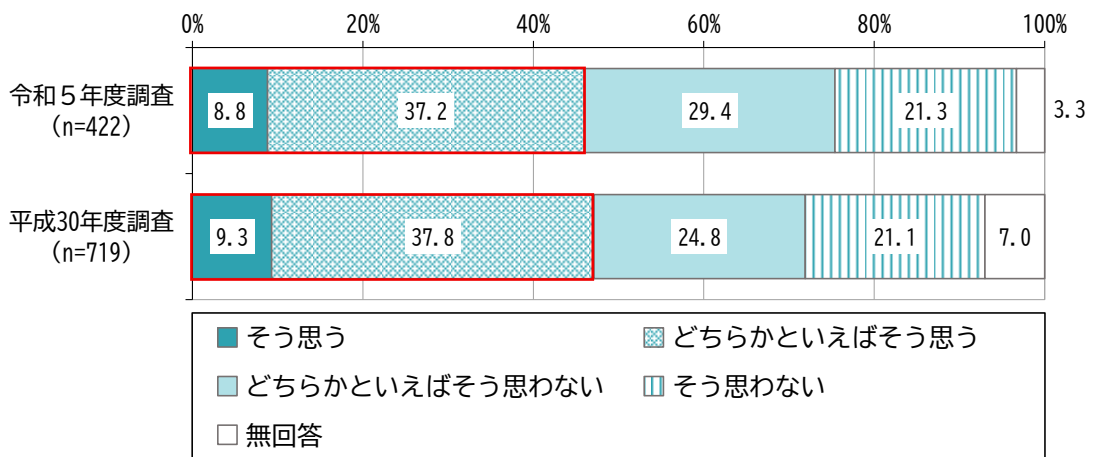
誰もが住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らすことのできる環境づくりが求められており、高齢者が自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現をめざして、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心を育てる必要があります。

また、配慮や支援を必要とする人々の権利を守るため、成年後見制度をはじめ、権利擁護に関する制度の利用促進や取組の充実を図るとともに、高齢者虐待の防止と、早期発見及び迅速かつ適切な対応を図る必要があります。

市民意識調査結果より

「認知症の高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由は制限されても仕方がない」という意見について、『肯定派』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)は46.0%と、2018(平成30)年度調査(47.1%)と大きな差はみられません。

■認知症の高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由は制限されても仕方がない(単数回答)



これまでの本市の取組と課題

- 虐待が疑われる事案が発生した場合は、迅速に担当課の職員による訪問調査や面談を行い、必要に応じて緊急避難を調整するなど、被虐待者の身体的安全、精神的安全、精神的安心を確保しています。また、奈良弁護士会と委託契約を締結し、地域包括支援センター内で対応が困難なケースが生じた場合は、法律的観点から助言等をいただけるよう体制を整えています。
- 成年後見制度に関する情報提供や関係団体の紹介等、成年後見制度の利用支援を行っています。
- 高齢者の人権の重要性について、正しい理解と認識を深めてもらう必要があります。
- 市内の在宅介護支援センター等にて、まちかど相談室を設置し、高齢者の人権相談等を受けるための体制の充実に努めていますが、相談件数が増加しているため、より一層相談を受ける体制づくりの強化が必要となっています。

今後の方向性及び取組

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らすことができるように、本市において地域包括ケアシステムと地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

(1)人権教育・啓発等

- 高齢化の進行を背景に増加するひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者、ひきこもり高齢者等、高齢者の人権について、市民や関係機関にわかりやすい広報・啓発活動を行います。
- 高齢者の虐待防止について、市民や関係機関にわかりやすい広報・啓発活動を行います。

(2)相談・支援等

- 高齢者の人権問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制の充実に努めます。
- 高齢者虐待が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図ります。
- 保健・福祉・介護の関係者や警察・法律関係者等による「御所市虐待等防止ネットワーク」を構築し、高齢者の虐待防止に向けた連携体制を推進します。

6 障がい者

現状と課題

障がいのある人を含むすべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、障がいのある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会のすべての人々が障がいのある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。

国は、2014(平成 26)年、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障がい者の権利に関する条約」に批准しました。この条約は、障がい者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則として規定し、障がい者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めています。また、「障がい者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障がい者差別解消法)が2016(平成 28)年に施行されました。2021(令和3)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、2024(令和6)年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

また、2024(令和6)年7月に国に賠償を命じた最高裁判所の判決を受け、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた方々に対し補償金等を支給すること等を目的とする「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が2025(令和7)年1月に施行されました。

奈良県では、障がいのある人もない人もともに安心して幸せに暮らすことのできる社会の実現をめざし、障がいを理由とする差別の解消、障がいのある人の権利擁護及び県民の理解の促進に関する基本的な事項を定めた「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が2016(平成 28)年に施行されました。

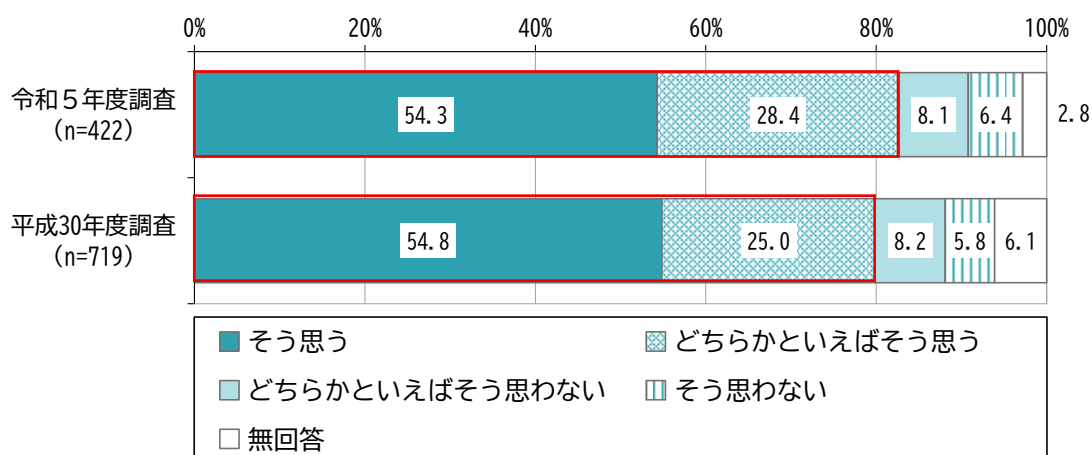
本市では、すべての人が、障がいの有無にかかわらず、ともにふれあい、支えあいながら地域の中でともに暮らし、自分らしく自立した生活ができる「共生社会」の実現に向け、2018(平成 30)年に「第4期御所市障害者福祉長期計画」を策定し、地域住民や関係団体、機関等と連携し、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の推進に取り組んでいます。また、「手話は言語である」という認識に基づき、市民が手話への理解を深め、手話を用いて安心して暮らせる共生社会の実現をめざし、2019(令和元)年12月に「御所市手話に関する条例」を制定しました。

障がいの有無にかかわらず、ともにふれあい、支えあいながら地域の中でともに暮らし、自分らしく自立した生活ができる「地域共生社会」の実現に向け、障がいや障がいのある人への理解及び関心を深める取組の充実が必要です。

市民意識調査結果より

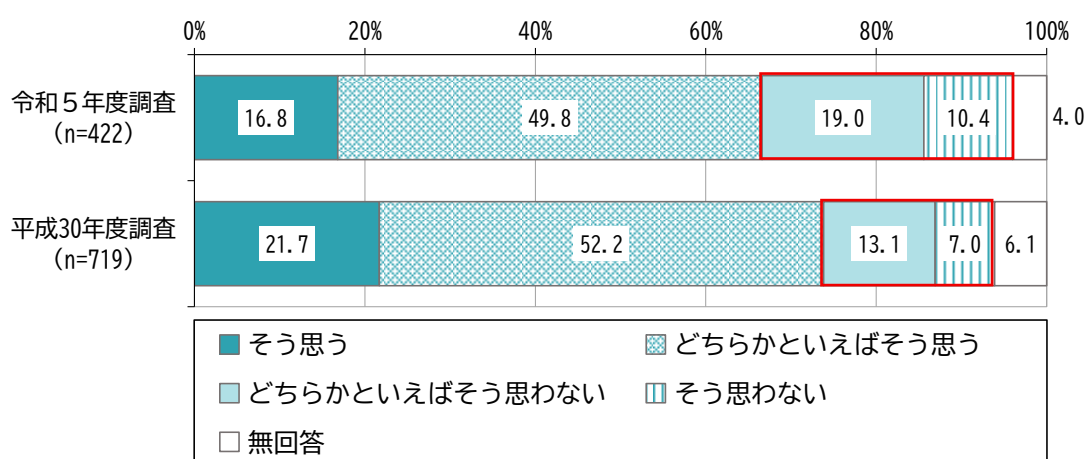
「障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ」という意見について、『肯定派』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）は82.7%と2018（平成30）年度調査（79.8%）と大きな差はみられませんでした。

■障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断られるのは問題だ（単数回答）



「精神に障がいがある人に対しては、なんとなく不安を感じる」という意見について、『反対派』（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計）は29.4%と2018（平成30）年度調査（20.1%）より9.3ポイント増加していましたが、依然として『肯定派』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が66.6%と、半数以上を占めています。

■精神に障がいがある人に対しては、なんとなく不安を感じる（単数回答）



これまでの本市の取組と課題

- スポーツ・文化の余暇活動を支援し、障がい者の社会参加機会の拡充に努めています。また、地域の住民に対して、教室・講演会の開催や、窓口でのパンフレットの設置、広報でのパラスポーツ大会の参加者募集等、障がいへの理解を深めるための研修・啓発活動に取り組んでいます。さらに、手話等のボランティアの養成や、手話通訳者、要約筆記者の設置や派遣により、意思疎通を図るために必要な支援を行っています。
- 障がい者差別の解消に向けた情報提供に努めるとともに、「御所市虐待等防止ネットワーク」を活用し、虐待の早期発見、救済・解決に取り組んでいます。

今後の方向性及び取組

障がいのある人が住みたい場所で安心して安定した生活ができるよう、障がいのある人に寄り添った生活全般にわたる支援や、ライフステージを通した切れ目のない支援、社会参加の促進による自己実現のための支援を基本的な考え方として、幅広い分野を密接に連携させながら障がい者施策を推進します。

(1)人権教育・啓発等

- 障がい者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーション(障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会をめざす)の理念を定着させることにより障がい者の自立と社会参加を可能とする社会の実現をめざして、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発活動を充実・強化します。
- 障がい者の人権の重要性について正しい理解と認識を深めるための啓発活動を実施します。
- 2024(令和6)年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されたことについての啓発活動を推進します。
- 障がい者差別の解消に向けて、国・県・近隣市町村との連携を密にし、最新の情報把握に努めます。

(2)相談・支援等

- 社会福祉士を配置し、障がい者やその家族等からの相談に応じ、福祉サービスにかかる必要な情報の提供や助言等を行っていますが、より地域における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援機能の強化を図ることをめざします。また、地域社会との交流の場、創作活動・生産活動の機会を提供し、機能の維持・回復を支援する地域生活支援拠点の整備を図ります。
- 障がい者の人権問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組むとともに障がい者が利用しやすい人権相談体制の充実に努めます。
- ソーシャル・インクルージョン(障がいの有無や年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方)の理念の具体化を図り、障がい者が暮らしやすい社会の実現に向けた取組を進めます。
- 虐待が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図ります。

7 外国人

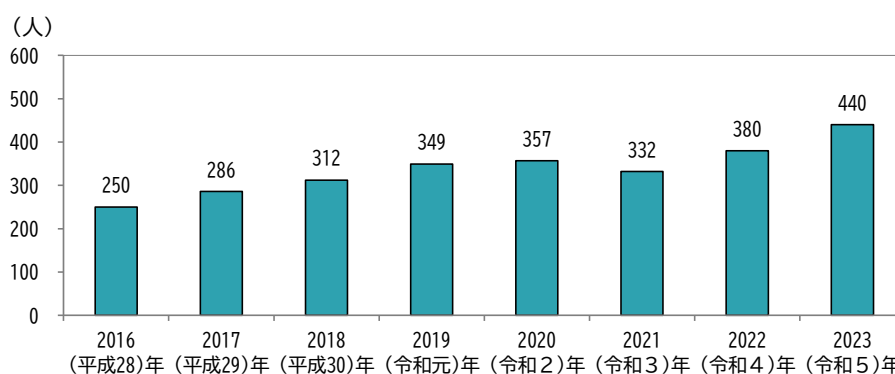
現状と課題

外国人を取り巻く人権問題については、言語、宗教、文化、習慣等の違いに起因する誤解や偏見、さらには就労や居住、教育、医療など生活のあらゆる場面における差別的な扱いや不利益が指摘されており、外国人の住民が安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、正しい理解の促進と人権尊重の意識啓発を推進することが求められています。

近年、日本に在留する外国人は増加傾向にあり、法務省出入国在留管理庁によると、2024(令和6)年末の在留外国人数は、376万8,977人と過去最高を更新しています。

また、本市の外国人人口についても概ね増加傾向で推移しており、2023(令和5)年12月末現在の外国人人口は440人と、前年に比べ60人増加しています。

■本市の外国人人口(各年12月末現在)



資料:御所市市民課

「日本国憲法」では、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しています。また、日本が締約国となっている「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)では、人種・皮膚の色・民族などの違いによるあらゆる差別をなくすための必要な措置が義務づけられています。

これらを踏まえ、国では、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んできました。また、本市においても、あらゆる差別を許さない地域社会の形成をめざして、国際理解を深め、国際協調に努める態度を育成する教育の推進に取り組んできました。

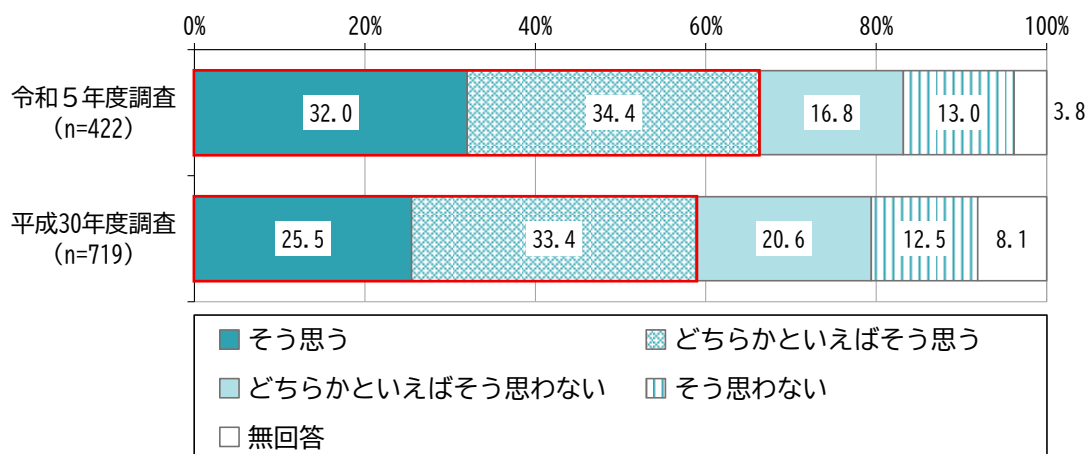
しかしながら、依然として言語、宗教、習慣等への理解不足から生じる偏見等の問題が根強く存在しています。

外国人を含め、すべての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる共生社会を実現するためには、すべての人が多様性を尊重し、共に社会をつくっていくことの必要性や意義に対する理解を深めていく必要があります。

市民意識調査結果より

「外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある」という意見について、『肯定派』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）は66.4%と、2018（平成30）年度調査の58.9%より7.5ポイント増加していました。

■外国籍であっても、自治体の住民であるからには地方参政権を認め、投票できるようにする必要がある（単数回答）



これまでの本市の取組と課題

- 近年、本市へ転入される外国人は増加しており、外国人に対する啓発活動が必要となっています。しかし、外国人差別をテーマとした集会やセミナーを開催できていない状況であり、外国人が就労する事業所への啓発活動も実施できていない状況です。今後、本市の人口が減少し、労働者確保のため外国人の雇用が増える可能性が高いことから、文化、宗教、生活週間等、外国人に関して知ってもらう機会を創出する必要があります。
- 本市の擁護委員8名で月に2回人権相談を実施するとともに、法務局と連携をし、特設相談や広報に努めています。

今後の方向性及び取組

異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を深めるなど、市民の国際理解を促進するとともに、多様な文化、習慣等を尊重し、国籍にかかわらず、人として尊重し合い、あらゆる人々の人権が保障される共生社会の実現に向けた取組を進めます。

(1)人権教育・啓発等

- 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、多文化を認め多様性を認めあう意識を育てることを目的として、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発活動を充実・強化します。

(2)相談・支援等

- 外国人の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局との人権相談等の連携を図り、人権相談の充実に努めます。
- 外国人に対する人権侵害が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図ります。

8 本邦外出身者に対する不当な差別的言動

現状と課題

2000年代後半以降、特に2010年代に入ってから、特定の民族や地域的身など本人の意思では変更困難な属性を理由としてその属性に該当する人を地域社会から排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを伴う街頭デモ等が全国各地で公然と行われるとともに、その様子がインターネット上で公開され、報道でも大きく取り上げられるなどヘイトスピーチが社会問題化するようになりました。

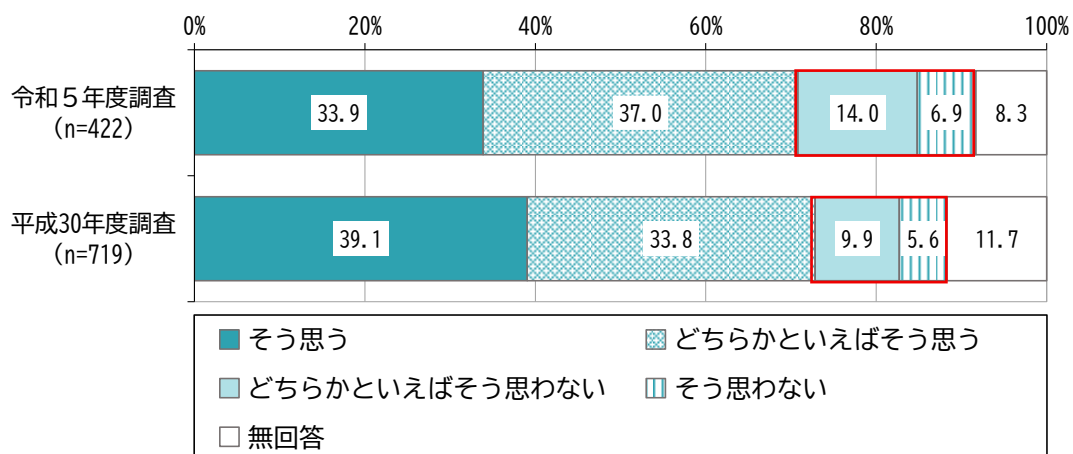
こうした状況の中、2016(平成28)年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が成立し、公布・施行されました。同法では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を本邦外出身者に対する「差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」と定義し、そのような不当な差別的言動は許されない旨を宣言し、その解消の必要性について国民の理解を深め、不当な差別的言動のない社会を実現することを理念として定めるとともに、国民の理解を深めるために必要な教育及び啓発を行うことなどを規定しています。

ヘイトスピーチは、特定の個人や集団の尊厳を深く傷つけるだけでなく、社会の分断を助長する行為です。ヘイトスピーチを根絶し、誰もが安心して暮らせる社会を実現する必要があります。

市民意識調査結果より

「国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとる必要がある」という意見について、『反対派』（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計）は20.9%と2018（平成30）年度調査（15.5%）より5.4ポイント増加していました。

■国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとる必要がある（単数回答）



これまでの本市の取組と課題

- 本市のホームページや広報誌を始め、あらゆる広告媒体を活用し、人権3法の周知を行っている状況ですが、市民の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の認知度は依然として低い状況です。

今後の方向性及び取組

ヘイトスピーチをなくすためには、ヘイトスピーチが許されるものではないという意識が、広く深く社会の中に浸透することが重要であることから、ヘイトスピーチは許されないものであるという認識を広めるための広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、ヘイトスピーチの被害に遭われた方々からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。

(1)人権教育・啓発等

- 市民一人ひとりが「ヘイトスピーチが許されるものではない」という意識を高めていくよう、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の継続的な広報等により周知を図ります。

(2)相談・支援等

- ヘイトスピーチの被害に遭われた方々からの相談に応じるとともに、ヘイトスピーチの解消に向け、相談体制の整備等の取り組みを進めていきます。

9 性的マイノリティの人々

現状と課題

2023(令和5)年6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立し、施行されました。同法では、性的指向については、「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」と定義されています。また、ジェンダーアイデンティティについては、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義されており、その性質は、本人のその時々主張を指すものではなく、自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものと解されています。

性のあり方には、人の数だけのバリエーションがあります。

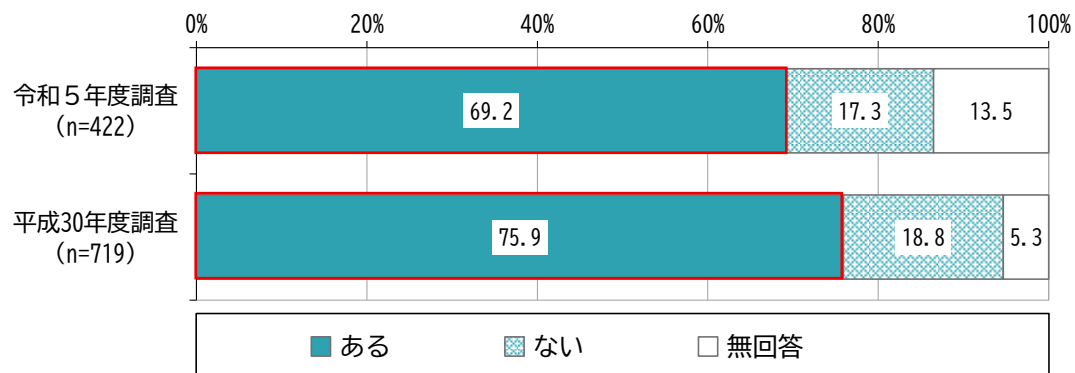
多様な性的指向やジェンダーアイデンティティがある中で、性的マイノリティの人々に対する無理解が偏見や差別を生み、当事者がさまざまな困難を抱え、孤立するなど、生きづらさを感じていることがあります。また、性的マイノリティの人々に対する人権侵害として、進学・就職等における不利益や、本人の意向にかかわらず第三者が性的指向やジェンダーアイデンティティを周囲に暴露する「アウティング(Outing)」という行為も生じています。

性的マイノリティの人々に対する偏見や差別をなくしていくため、性的指向やジェンダーアイデンティティなどの多様な性のあり方を市民が正しく理解し、さまざまな啓発活動を推進する必要があります。

市民意識調査結果より

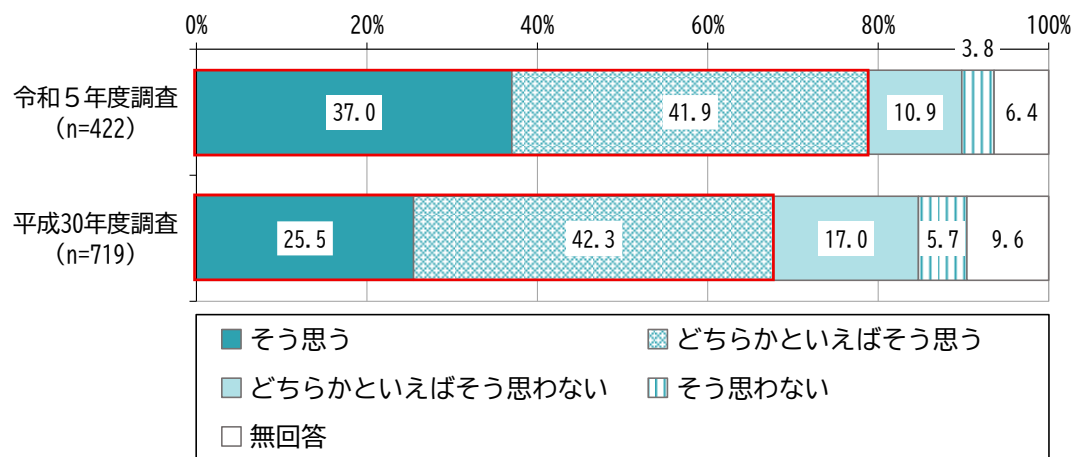
「LGBTQ」あるいは「性的マイノリティ」という言葉を聞いたことがあるかについて、聞いたことがある人は69.2%と2018(平成30)年度調査(75.9%)より6.7ポイント減少していました。

■「LGBTQ」あるいは「性的マイノリティ」という言葉を聞いたことがあるか(単数回答)



「性的マイノリティ(性的少数者)であることを身近な人にも言えない社会は問題だ」という意見について、『肯定派』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)は78.9%と、2018(平成30)年度調査の67.8%より11.1ポイント増加していました。

■性的マイノリティ(性的少数者)であることを身近な人にも言えない社会は問題だ(単数回答)



これまでの本市の取組と課題

- 近年、コロナ禍を契機とした多様な働き方の推進やライフスタイルの変化、性的マイノリティの人々に対する理解促進など大きな変化を迎えています。本市としても、性的指向や性自認への啓発は行っているものの、市内事業所において、性的マイノリティに対する配慮を実施していない割合が80%を超えていました。また、市民意識としては、性的マイノリティの認知度は70%程で、大多数の市民への周知はできている状況ですが、結婚相手に求める条件に「性的マイノリティでないこと」が25.3%と3番目に多くなっていました。市民一人ひとりが性別に関係なく個性と能力を発揮し、いきいきと生活をおくれるよう、共生社会の実現へ向けた継続的な取組が必要となっています。
- 本市の擁護委員8名で月に2回人権相談を実施するとともに、法務局と連携をし、特設相談や広報にも努めていますが、相談内容において、性的マイノリティの相談はない状況となっています。

今後の方向性及び取組

地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とした偏見や差別をなくすため、講演会や研修会などの教育・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。

(1)人権教育・啓発等

- 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨や性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について、広報活動等を通じた知識の着実な普及に努めます。

(2)相談・支援等

- 性的マイノリティの人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局との人権相談等の連携を図り、人権相談の充実に努めます。

10 その他の人権問題

(1)災害時における人権

震災等の大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動をとることは、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。

また、災害対応時においては、男女共同参画の視点を持つことも必要です。

被災者や被災地に対する人権侵害を防ぐため、災害時における人権問題についての啓発活動を推進するとともに、風評被害などに惑わされず正しく判断できるよう学習機会の提供に努めます。

高齢者(一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯)、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、外国人などの避難行動要支援者に対しては、情報や支援が届くよう居住スペースの割り振りなど安心安全に配慮しながら、対応します。

(2)犯罪被害者等

犯罪被害者及びその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等がSNS等のインターネット上で書き込まれることなどにより名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。

本市では、被害にあわれた方々の早期回復や負担軽減を図るとともに、犯罪被害者等が安心して暮らし続けられる地域社会を築き、再び平穏な生活を営むことができるよう、2021(令和3)年4月に「御所市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供等や支援を行うとともに、犯罪被害者等に対する支援の大切さなどについて、理解を深めるよう広報や啓発活動を行っています。

(3)感染症患者等

新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延の中、日本においても医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症の患者、その家族のみならず、医療従事者等に対する偏見や差別意識が生まれ、大きな社会問題となりました。

また、HIVや肝炎、ハンセン病をはじめとした感染症については、正しい知識と理解が十分に普及しておらず、感染症患者等に対する周囲の人々の誤った情報や思い込み、知識のなさが、日常生活、職場、医療現場などでの差別や偏見につながっています。

患者等の人権を尊重するため、あらゆる機会を通じて感染症に関する正確な知識の普及啓発に努めるほか、感染症の患者等に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、人権を尊重するためにはどのように振る舞うべきかを考え、学ぶことを通じて偏見や差別を予防・解消していく必要があります。

上記分野別以外に、アイヌの人々、刑を終えて出所した人及びその家族、北朝鮮当局によって拉致された被害者、ゲノム情報(遺伝情報)に関する人権等さまざまな人権問題があります。また、人権課題は社会の変化に伴って新たに生起し、顕在化するものです。

それらの課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行います。第2次基本計画では、人権尊重の基本理念を踏まえ、人権教育・啓発の推進を図るとともに、いかなる差別をも断じて許さない明るいまちづくりの実現に努めます。